

仕 様 書

1 件名

東京都立大学における5G等を活用した最先端研究や社会実装の展開事業支援業務委託

2 委託期間

契約締結の翌日から令和3年3月31日（水）まで

3 履行場所

本学が指定する場所

4 事業概要及び委託目的

東京都（以下、「都」という。）は令和元年12月に、2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現に向けて取り組むべき「戦略」を示した『未来の東京戦略』ビジョンを策定し、戦略を実行するための約120の「推進プロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）を立ち上げた。

この中で、「TOKYO Data Highwayの実現プロジェクト」においては、南大沢を「スマート東京」先行実施エリアに位置付けている。また、「新生・東京都立大学（以下、「本学」という。）プロジェクト」においては、Society5.0の実現に向け、5G環境を活用した先端研究を進めるとともに、研究成果を活かし、大学発ベンチャーやスタートアップの支援を促進する旨が掲げられている。

これらのプロジェクトを推進していくため、本学では、令和2年度より、南大沢キャンパス及び日野キャンパス内にローカル5G環境を整備するとともに、5G環境を活用した研究・実証実験等を推進する「5G等を活用した最先端研究や社会実装の展開事業」（以下、「本事業」という。）を実施することとしており、本業務委託は、上述の事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

5 通則

- (1) 受託者は、本業務委託を実施するにあたり、本学担当者と詳細に協議を行い、本学担当者の承認を受けて、委託業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後、本学が提供する関係資料や本学担当者との随時の打合せ等により、本業務の主旨及び目的等について十分理解をした上で業務を進めること。打合せは、原則として本学が指定した場所において行うこと。
- (3) 契約締結後、速やかに本学担当者と打合せを行い、業務の進め方について確認すること。その後、速やかに、取組体制及び作業スケジュールを記載した業務計画書を作成の上、本学へ提出すること。
- (4) 本委託のために必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託者が迅速に処理すること。
- (5) 本業務を履行するにあたって本学が貸与したデータ・資料等については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア 本学が保有する資料等で、本業務に必要と認められるもの（写真のデータ等）については、受託者に無償でこれを貸与する。
 - イ 受託者に本学が貸与する資料等を複写または転写する必要がある場合は、事前に本学の承認を得ること。また、それらは委託業務完了後、裁断するなど適切に処分すること。
 - ウ 本学が貸与する資料等については、受託者は万全の注意をもって保管することとし、委託業務完了後、貸与品を速やかに本学に返還すること。
- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度本学担当者と協議の上、決

定する。

- (7) 契約金額には、本業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。また、調査及び報告書作成に必要な統計資料、リスト等は、本学から提供しない。
- (8) 本学は、受託者に対しての業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置ができるものとする。

6 希望申請要件

- (1) 通信ネットワーク等の ICT 環境の整備及び運用について、ユーザー側の管理部門を支援するためのベンダー等との調整力を保有し、実績を有している事業者であること。
- (2) 事業の効果的な PR (情報発信、イベント開催等) に関するノウハウを保有し、実績を有している事業者であること。
- (3) 都の政策課題を十分に理解し、都の事業実施の実績を有している事業者であること。
- (4) スタートアップエコシステム形成やスマートシティ実現など、まちづくりについての先端的な知見と実績を有する事業者であること。

7 業務内容

受託者は、本事業を効果的に推進するため、契約書・本仕様書及び関係法令に基づいて、以下の業務を行う。それぞれの業務を行うにあたり、都の関連する局へのヒアリングが必要な場合は、委託者に確認のうえ、実施することとし、情報収集を行い業務を進めること。

(1) ローカル 5 G 環境整備に向けた支援

本学南大沢キャンパス及び日野キャンパス内にローカル 5 G 環境を整備するにあたり、導入ベンダーへの委託管理 (ベンダーの提案内容及び設計・実装案についての精査、進捗管理等)、工事監理 (品質確認、完了検査等) の支援を、ベンダー中立の立場から行うこと。

(2) 5 G を活用した研究環境整備に向けた支援

5 G を活用した研究環境 (電波暗室を想定) 整備に向けて、研究ニーズを踏まえた要求仕様の整理を行い、契約・発注をはじめとする手続き面での支援を行うこと。

(3) 産学公連携に向けた企画立案、情報発信等の支援

本事業について、本学内外に効果的に PR し、今後の都及び民間企業等との共同研究に繋げる取組 (例: イベントの実施等) についての企画立案を行うこと。企画立案にあたっては、本学の意向に沿ったスケジュールでの実施となるよう考慮するとともに、都の政策課題・ニーズを十分に把握し、スタートアップ等の有望なシーズについて十分に探索調査を行うこと。また、令和 2 年 11 月末までに、来年度の取組についての企画立案を行うこと。

(4) スタートアップ等支援に向けた企画立案の支援

次年度以降において、本事業による研究・実証実験成果を活用したスタートアップ等支援に繋げていくことを想定し、具体的な方策についての企画立案を令和 2 年 11 月末までに行うこと。

(5) 産学公連携によるまちづくり、先端技術を活用したスマートシティ実現に向けた調査検討

南大沢地区における、産学公連携によるまちづくり、5 G 等の先端技術の社会実装によるスマートシティの実現に向けて、海外等の先進事例について、令和 2 年 8 月末までに調査を行うとともに、現在及び将来における社会課題・地域課題を踏まえた今後の方向性と、大学が果たすべき役割についての案を提示すること。また都が実施する会議体における本学としての考え方について、資料作成を支援すること。実施にあたっては、都及び八王子市等の計画や施策を十分に踏まえること。

8 業務履行要件

(1) 業務計画書の作成

ア 受託者は、業務履行開始にあたり、契約締結後、速やかに本業務に係る「業務計画書」を作成し、本学担当者の承認を得ること。「業務計画書」は、契約期間中の取組内容、作業工程、スケジュール等が分かるように作成すること。

イ 「業務計画書」を変更する必要があるときは、本学担当者の承認を得た上で変更し、変更後の実施計画書を作成すること。

ウ 受託者は、本業務の従事者及びその役割を記載した「取組体制表」を作成し、「業務計画書」とともに本学に提出すること。その際、統括責任者のほか、必要な担当従事者をおくこと。

(2) 議事録等の作成

ア 本学担当者との打合せ・協議を行う際には、協議事項を事前に連絡することとする。終了後は議事録を作成・提出し、本学担当者の承認を得ること。

イ 打合せ等において生じた検討課題については、議事録とは別に、課題管理表にまとめて作成・提出した上、課題の解決を実施し、本学担当者の承認を得ること。なお、打合せについては、進捗確認のため、週1回程度の打合せをスケジュールに盛り込むこと。

9 成果物の納品

(1) 受託者は、令和2年11月30日及び令和3年3月31日付で、次に定める成果物を委託完了届とともに提出すること。

(2) 受託者は、成果物の作成に当たっては、体裁、配置、表示方法及び内容などについて、本学と十分に調整すること。

(3) 成果物は以下のとおりとする。

ア 令和2年11月30日付

- ・業務委託中間報告書（簡易製本） 印刷物2部（A4版）
- ・業務委託中間報告書及び中間報告書作成に使用した電子データ

イ 令和3年3月31日付

- ・業務委託報告書（簡易製本） 印刷物2部（A4版）
- ・業務委託報告書及び報告書作成に使用した電子データ

* 電子データについては、本学のOA環境であるMicrosoft Office 2010に対応して作成すること。
また、電子データに保護をかけないこと。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、本学の承諾を得たときにはこの限りではない。

(2) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務の履行にあたり、本学の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書」を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止そ

の他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 成果物の帰属関係

- (1) 本委託業務の履行により受託者が作成し、本学に納入した作成物の所有権・著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、本学に帰属するものとする。受託者は、著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 作成等に当たり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 作成物とは、受託者が本学との協議の上に作成する一切の著作物等をいう。

13 支払方法

履行完了後、受託者からの請求に基づき、60 日以内に支払うこととする。なお、令和 2 年 11 月 30 日付での業務委託中間報告書提出時に全体の契約金額の 1/2 を支払い、令和 3 年 3 月 31 日付での業務委託報告書提出時に契約金額の残りの 1/2 を支払うこととする。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 担当部署

東京都公立大学法人 東京都立大学管理部 学長室庶務係 5G 環境整備担当
東京都八王子市南大沢 1-1 東京都立大学南大沢キャンパス
(電話) 042-677-1174 (FAX) 042-677-1153

東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書

(基本的事項)

第 1 受託者は、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号。以下「条例」という。）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない。必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(適正管理)

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

2 受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

3 法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

(資料等の返還)

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

(再委託の禁止)

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先

は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

(事故等の措置)

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

(その他)

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書に定めのない事項は法人の指示に従わなければならない。